

長野県地球温暖化防止条例(仮称)への意見応募状況

5月9日から条例についての意見募集を開始して、5月26日までに3件の意見が寄せられました。

1 温暖化防止条例の内容に係る意見

(県 市町村)

- ・公的機関は、率先して自然エネルギーの活用に努める。
- ・自然エネルギーを最大限活用するため、公共用地等や河川などの活用ができるように努める。
- ・住宅等の建設に際しては、温暖化対策など環境に配慮したものになっているかチェックし、施工者に協力理解を求める。建設事業者には、設計上配慮するためのマニュアルを配布周知する。

(事業者)

- ・自然エネルギー活用施設の普及を図るため、低価格で効率のよい製品の開発に対する支援と、業者(異業種)間の情報の共有、技術協力などに努める。

(教育)

- ・義務教育の課程で、地球温暖化など環境問題について学習を深める。
- ・住民についても、様々な機会をとらえて教育、学習に努める。

(助成)

- ・自然エネルギーの普及に尽力したことを評価して、税制上の措置を含め助成策を講ずる。
- ・一定の地域がまとまって実施するようなケースについては、低利資金制度など支援策を設ける。

(財源)

- ・施策を推進するための財源確保に努める。森林保全のための水源税の創設など。

(公表)

- ・罰則ではなく、実施努力している事業者・個人を模範とし公表する。
- ・市町村単位で、自然エネルギー活用状況を公表する。太陽光・水力・風力の活用の他、ハイブリッドカーの導入や焼却ごみの排出状況など。

(推進員)

- ・県市町村は、施策を推進するため、推進員を一定数養成確保する。
- ・事業所には、環境問題を推進するための担当者を置き、常に成果について把握し報告する。

-
- ・自動販売機(たばこ・ジュース)すべてなくす
 - ・自動車用ガソリンに環境税をかける
 - ・紙パック類はすべてなくす、リユースびんにする
 - ・レチ袋の無料化をやめてすべて有料に
 - ・市町村に公共のリサイクルショップをおく
 - ・自転車の修理技術者を養い育てる
 - ・コンビニは夜10時までとする
 - ・電車・バスの数を多くして車がなくても生活できるようにする

2 温暖化対策一般に係る意見など

・県民の代表である県議の方々に、環境教育を是非していただきたいのです。あまりにも知らない関心がないので。

(燃やさない、埋立てないの意識がないので)

- ・県職員の方々にも、全員になぜ削減しなければならないのかを全員に知っていただき、率先して行なっていただく為にも研修の義務づけをして下さい。
- ・地区ごとに出向き、1人～でも説明に行き、関心を持っていただけるよう推進する。
- ・関心がないと言って、グチを言っても始まらないので、色々な方法をとることをしなければならぬ。
- ・企業に是非関心を持ってもらう為にも、話し合いの場の用意を県が作って下さい。